令和7年8月5日 政策説明会まで非公開 令和7年7月29日部長会議資料 教育委員会学校教育課

資料3

改訂版

長野市いじめ防止等のための基本的な方針

改訂(案)

修正箇所

- 1. 長野市いじめ問題再調査委員会の再調査報告書に基づく修正
- 2. いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂に基づく修正
- 3. 長野市いじめ問題調査・解決チーム委員の意見に基づく修正
- 4. 前回改訂からの情勢の変化等に伴う修正

平成 27 年 4 月

(平成31年4月改訂)

(令和7年○月改訂)案



長 野 市 長野市教育委員会 パブリックコメント等を実施の上で作成したものであるため、項目の構成は現行のままとする。 二以降は、県の基本的な方針の構成とほぼ同じ。

ほし	J&) _	
_	長野市のいじめの防止等に対する基本的な考え方	2
1	基本方針における学校の範囲	2
2	いじめの防止等に対する考え方	2
(1)) いじめを許さない質の高い集団づくり	2
(2) いじめを見抜く教職員の力量の向上	2
(3) 専門家と連携した組織的ないじめ対応の体制づくり	2
(4)) 保護者・地域・関係機関及び団体と連携した開かれた学校づくり	2
=	いじめの防止等のための対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	いじめ防止対策推進法で規定された組織の設置	3
2	市の取組	3
	(1) 未然防止	3
	(2) 早期発見	4
	(3) いじめへの対応	4
	(4) 家庭や地域との連携	4
	(5) 関係機関・関係団体との連携	5
3	学校の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
	(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	6
	(3) 未然防止	6
	(4) 早期発見	
	(5) いじめへの対応	
	(6) 家庭や地域との連携	10
	(7)関係機関・関係団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	重大事態への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1) 学校の対応	
	(2) 市教育委員会又は学校の対応	
	(3) 市長による対応	14
Ξ	推進にあたって	16

はじめに

いじめとは、「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号 以下「法」という。)第 2 条において、次のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な発達や人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為です。また、いじめをはやし立てる存在や、いじめを見て見ぬふりをする「傍観者」の存在が、いじめを深刻化させるなど、集団の構造に関する問題があり、それぞれの児童生徒の心身の健全な発達にも、大きな妨げとなります。

長野市では、子どもの権利を尊重し、いじめに対する正しい理解の普及や児童生徒をきめ細かく 見守る体制の整備を進めるとともに、市、学校、家庭、地域、その他の関係者が連携し、市民総ぐ るみで子どもを育む社会の構築に向けた取り組みを進めています。

- ・平成26年度 全市立小中学校で「いじめ防止基本方針」を策定
- ・平成27年3月 「長野市いじめ問題対策連絡協議会等条例(平成27年3月長野市条例第27号)」を制定
- ・平成27年4月 「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定
- ・平成29年9月 「長野市いじめ問題対策連絡協議会等条例」の一部を改正
- ・平成29年10月 「長野市いじめ問題等調査員」の配置
- ・平成30年1月 「いじめ防止等のための基本的な方針」の一部を改正
- ・平成31年4月 「いじめ防止等のための基本的な方針」を改訂

この間、教職員研修など様々な機会を捉え、いじめ防止対策推進法やいじめの重大事態の調査に 関するガイドライン(令和6年8月改訂)の周知徹底と教職員の資質向上を図り、各学校で同法に 則った組織的な取り組みを行ってきました。また、法律、医療、心理、福祉等の専門家と連携した 対応を行い、早期解決を図っています。

長野市としまして、「(国)いじめの防止等のための基本的な方針」及び「(県)いじめ防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改訂)」等を参酌するとともに、長野市いじめ問題再調査委員会の再調査報告書(令和6年12月26日)の提言を受け、これまでの取り組みの成果、課題等を勘案し、平成31年4月に改訂した「いじめ防止等のための基本的な方針」を改訂します。

一 長野市のいじめの防止等に対する基本的な考え方

1 基本方針における学校の範囲

基本方針における「学校」の範囲は、「長野市立学校設置条例」(昭和41年 長野市条例第101号) に規定する長野市立の小学校、中学校、高等学校とします。

2 いじめの防止等に対する考え方

学校現場を想定しているものは「児童生徒」、一般的な部分は「子ども」で統一

(1) 「子どもの権利」を尊重することの重要性

児童生徒は、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」「生命・生存及び発達に対する権利」を基本理念とする子どもの権利を、大人たちが十分に理解し、尊重することが重要です。周囲の大人は「子どもの権利」を実現し、いじめ防止等のために相互に協力していかなければなりません。

(2) いじめを許さない質の高い集団づくり

人権教育、キャリア教育の充実、児童生徒の自主的な活動、<mark>学校評価アンケート</mark>などを通じて、 児童生徒の自己肯定感、自己有用感を育み、思いやりの心や互いを尊重する態度を育成します。併 せて、児童生徒が安心して毎日を過ごせるよう、いじめを許さない規律ある開かれた集団づくりに 取り組み、自他を理解し、相手との関係を自らつくる力を育みます。

(3) いじめを見抜く教職員の力量の向上

個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた児童生徒の立場から、本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして、学校のいじめ防止等の対策のための組織により行うことが重要です。

そのため、児童生徒理解等、いじめを見抜くための研修を充実させ、いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなけんかやふざけ合いであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について広く認知の対象とします。その際、事象によっては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつけて柔軟に対応します。

(4) 専門家と連携した組織的ないじめ対応の体制づくり

いじめ<mark>を認知した</mark>場合には、教職員が一人で抱えこまず、学校におけるいじめの防止等の対策の ための組織を中心に、速やかに組織的な対応を図ります。また、事象に応じて学校が法律や医療、 心理、福祉の専門家等と連携し、いじめに対応できる体制をつくります。

(5) 保護者・地域・関係機関及び団体と連携した開かれた学校づくり

学校、家庭、地域の大人が連携して児童生徒を見守り、いじめを見逃さないようにします。児童生徒と地域の方との交流活動を充実させ、児童生徒が興味・関心を高め、目標に向かって努力できる活動を広げるとともに、学校がPTAや地域、関係機関及び団体と連携し、いじめ防止に取り組めるよう、コミュニティスクール事業等、開かれた学校づくりを推進します。

二 いじめの防止等のための対策

1 いじめ防止対策推進法で規定された組織の設置

市及び教育委員会(以下「市」という。)では以下の組織を設置し、いじめ防止等のための対策 に取り組みます。

	長野市いじめ問題対策連絡協議会	長野市いじめ問題調査・解決チーム (教育委員会の附属機関)	再調査機関
根拠	法第14条第1項	法第14条第3項	法第30条第2項
構成員	教育関係者、児童福祉や警察等関係 機関、法律、医療、心理や福祉に関 する職能団体や保護者の代表等	法律、医療、 心理や福祉の専門家 等	再調査時に <mark>市長部局にて</mark> 決定
取組	○いじめの防止等に関係する機関及び団体相互の連絡調整○関係機関及び団体の連携推進のために必要な事項の調査及び審議	○教育委員会の諮問に応じ、いじ めの防止等のための対策、法第 28条第1項に規定する重大事態 (以下「重大事態」という。) についての調査、審査及び提言 ○深刻化している事案など教育委 員会が必要と認める事項につい	○重大事態に係る 調査結果に対す る再調査
		ての調査、審査及び提言	

市教育委員会がいじめの重大事態調査の主体となる場合には、「長野市いじめ問題調査・解決チーム」が調査を行います。

また、重大事態に対する再調査は、重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長が、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに行います。構成員は長野市いじめ問題調査・解決チームとは異なります。

2 市の取組

(1) 未然防止

ア 学校教育活動の充実

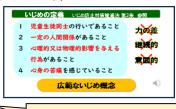
- ・ 人権教育研究指定校の設置及び研究推進に関する指導・助言
- ・ 学校におけるキャリア教育の推進に関する指導・助言

- ・ 学校人権教育担当者会における学校人権教育、いじめ防止等の取組に関する情報共有
- ・ 学校人権宣言の作成等、児童会、生徒会による自主的な活動に関する指導・助言
- ・ いじめの問題についての校内研修への指導・助言

イ 研修の充実

- ・ 市教育センターによるいじめ防止、学級づくり、児童生徒理解等の研修の実施
- ・ 児童生徒や家庭、地域を対象にした情報モラル教育の徹底
- ・ 発達障害など児童生徒の特性や環境を踏まえた適切な支援を行うための研修の実施
- 市教育センターの「道徳科研究委員会」による授業研究
- ・ オンデマンド動画による、教職員を対象にしたいじめ防止等の研修機会の提供
 - ※(例)オンデマンド動画のスライドの一部







提言:学校現場への浸透策の継続的な実施

ウ 教職員への啓発

いじめ対応フローチャートや、早期対応のポイントをまとめた資料を各校へ配付・共有



←参考資料

令和7年度版 いじめ対応資料

(2) 早期発見

ア 早期発見の取組への支援

- 特別支援教育巡回相談員、<mark>アウトリーチ型訪問支援員、</mark>登校支援サポーター等との連携及び情報共有
- ・ 年4回、3ヶ月毎の「いじめの状況に関する調査」の実施及び傾向の分析及び学校への指導・ 助言
- 「しなのき児童生徒意識アンケート」の実施と活用、スクリーニングシートを用いた児童生徒 理解の促進

イ 相談体制の整備

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用促進
- 「ひとりでなやまないで!」相談窓口の紹介通知の配布等による、相談・通報窓口の家庭、地域への周知

- ・ <mark>こども総合支援センター</mark>、教育委員会(学校教育課・教育センター)による来所、電話相談及 び情報共有
- ・ 一人一台端末を活用した相談フォームによる相談及び情報共有

(3) いじめへの対応

ア 学校におけるいじめ問題の状況把握と支援

- ・ 法第23条第2項による学校のいじめの事実確認と報告の指示
- ・ 深刻化の懸念がある事案等について学校教育課指導主事の派遣による学校や<mark>保護者等への</mark>指 導・助言
- ・ 学校と連携した調査、対応及び「長野市いじめ問題等調査員(法律、医療、心理、福祉等の専門家)」の派遣による学校支援 提言:専門的職種・組織の援助体制の構築
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣による学校支援
- ・ 市及び学校における、文書管理規則に基づいた適切な記録の管理

イ いじめ問題に対する弾力的な対応

提言:文書の管理・保管の重要性について

- 学校教育法第35条第1項による「出席停止の措置」運用手続きの整備
- ・ 児童生徒の就学校の指定変更や学級編成替えの検討

(4) 家庭や地域との連携

ア 広報・啓発活動

- ・ 「人権を尊重し合う市民のつどい」や市立公民館等での人権教育講座等の開催
- ・ 住民自治協議会における家庭、地域、学校の連携への働きかけ
- ・ 「長野市青少年ネット利用啓発運動」(長野市PTA連合会)による情報モラル教育の推進
- 「長野市大人と子どもの心得八か条」(長野市PTA連合会、長野市校長会、長野市教育委員会)の普及啓発、家庭教育力向上講座の開催
- ・ 家庭及び地域向けの「いじめ防止リーフレット」の配付

提言:保護者等社会への情報提供、啓蒙

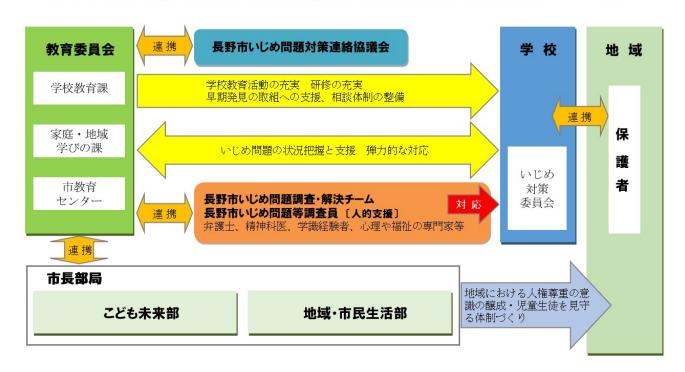
イ 児童生徒を見守る体制の整備

- ・ 放課後子どもプランの推進による児童の放課後や週末などの安心、安全な居場所の確保
- ・ <mark>教育支援センター</mark>の運営による不登校児童生徒が安心して生活できる居場所の確保及び、社会 的自立に向けた支援
- ・ 「長野市生涯学習リーダーバンク」の活用等による、学習やスポーツ・文化活動などを通じた 児童生徒と地域住民との交流活動の実施
- ・ 学校評議員会、地区懇談会の開催、コミュニティスクール事業の推進等、地域の意見が反映される学校づくりの推進
- ・ 幼児期から就学時への子どもの支援情報の確実な引き継ぎ

(5) 関係機関・関係団体との連携

- ・ 「長野市いじめ問題調査・解決チーム」及び「長野市いじめ問題等調査員」の設置による、法 律、医療、心理、福祉等職能団体の専門家の活用
- ・ 「いじめ問題対策連絡協議会」による、関係機関及び団体とのいじめ防止に向けた連携について協議

【市、学校、地域、保護者、関係機関及び団体が連携した取組のイメージ図】



3 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条に基づき、いじめの防止等の取組に対する基本的な考え方、いじめの防止等の 取組の具体的な内容、いじめの防止等の取組の年間計画等を「学校いじめ防止基本方針」として定 め、ホームページ等で公開します。

また、保護者や地域の方、児童生徒の意見を参考にしながら、適時見直しをします。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置 ______ 提言:組織的対応

学校は、法第22条に基づき、複数の教職員、必要に応じて、法律、医療、心理、福祉等に関する 専門的な知識を有する者、その他の関係者より構成する「いじめの防止等の対策のための組織」を 中核に、次のようないじめの防止等の取組を実効的に行います。

- ○いじめの疑いに係る情報があった時の組織的対応
- ○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成
- ○PDCAサイクルによる学校いじめ防止基本方針の検証、必要に応じた見直し
- ○児童生徒、学校職員、保護者等のいじめの相談・通報の窓口の設置

- ○いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、職員の情報共有
- ○いじめへの対応について、迅速に学校の設置者に相談できる連携体制の構築
- ○会議の際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録の統一されたフォーマットの作成や、文書管理規則に基づいた適切な記録の管理

提言:文書の管理・保管の重要性

(3) 未然防止

ア「いじめは絶対に許さない」という雰囲気の醸成

(7) 教職員の姿勢、児童生徒の考えの明示

- ・ 校長講話、学年集会、学級活動等における「いじめは許さない」という教職員の姿勢の発信 及び、犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行うことについ ての周知
- ・ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」のチェックリストを活用した平時からの 備えの徹底
- ・ 児童・生徒集会、学級活動等における「いじめはしない、許さない」という児童生徒の意思 表明

イ 授業づくりの工夫

(7)
 魅力ある
 授業・
 成就感や
 達成感のある
 授業

「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善と学習内容の定着

(イ) 道徳教育の充実

- ・ 「思いやり」、「友情」、「<mark>生命の尊さ」</mark>、「公正、公平、社会正義」、「よりよい<mark>学校生活」</mark>などの内容項目を扱う場面で、児童生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられる学習の工夫
- ・ 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができる学習の工夫
- ・ 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認 め、お互いの人格を尊重する態度を養うための学習の工夫

(ウ) 授業を通じた人権教育・生徒指導

- ・ 他者の思いに共感する授業、自己有用感や自己肯定感を育む授業、かかわり合いや表現力が 高まる授業の工夫
- ・ 「いじめをしない、させない、許さない」という思いを高められる授業の工夫
- ・ インターネットやSNS等による人権侵害、適切な利用について考える情報モラル教育の推進
- ・ 関係機関と連携した「SOSの出し方に関する教育」の推進

ウ 人間関係づくりの工夫

(7) 人権について考える児童会・生徒会活動

- ・ 児童生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取り組むよさを実感したり、自 他の人権を守り、大切にしようとする意識を高めたりする児童会・生徒会活動の工夫
- ・ 児童・生徒集会によるいじめ防止に向けた児童生徒の主体的な活動に対する支援

(イ) 互いを受容し、認め合う学級活動

- ・ 相手の感じ方や考え方を尊重しながら、自分の思いや考えを伝える学級活動の工夫
- ・ 互いに協力しながら、達成感を味わえる学級活動の工夫
- ・ 互いのよさを見つけたり、認め合ったりする学級活動の工夫

(ウ) 交流体験活動の充実

・ 学校種間、異学年、社会人や地域の方などとの交流を通して、多様な価値観を認め合い、 自分に自信をもち、自己の生き方を問う学習活動の実施

エ 研修の充実

(7) 職員研修の充実

提言:初動の重要性

- ・ いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針、いじめの重大事態の調査に関するガイド ライン等に対する理解や認識を深めるための研修の実施
- ・ 教職員が自らの人権感覚を振り返ったり、磨いたりする研修の実施
- ・ 児童生徒理解やいじめに対するスキルアップを図る研修の実施

(4) 早期発見

ア 児童生徒の実態把握

(ア) アンケート調査の活用

- ・ 定期的な「いじめアンケート」の実施、教職員間における結果の共有
- 学校評価アンケート等を活用した家庭での早期発見の協力依頼
- 「しなのき児童生徒意識アンケート」やスクリーニングシート等を用いた学級経営の点検

(イ) 日々のコミュニケーション・観察

- 児童生徒の表情を観察したり、声がけをしたりするなど、共に過ごす時間の確保
- ・ 友人との交流の様子、学習にむかう姿勢など、授業中の児童生徒の様子の観察
- ・ 日記や生活記録を通した対話による児童生徒の気持ちの変化の把握
- 保健室や休み時間における何気ない会話や表情に現れる児童生徒の心情の把握
- 児童生徒の持ち物、学級内の掲示物、下駄箱、机などに現れるいじめのサインの察知

(ウ) 職員間の情報交換

・ 「いじめの防止等の対策のための組織」を中心とした、いじめの可能性に関する確実な情報 共有、「報告・連絡・相談」体制の確立 職員会・学年会等における、児童生徒に関する情報交換及び児童生徒理解

イ 相談体制の充実

(7) 相談機会の確保

- ・ 相談月間の設定等、全ての児童生徒との計画的な教育相談の実施
- ・ 相談箱の設置や相談カードを用いた相談の実施
- 「いじめアンケート」の結果を踏まえた児童生徒との相談の実施

(イ) 相談体制の周知

- ・ 複数の校内相談窓口やスクールカウンセラー等の活用の促進
- ・ 校外相談機関の周知及び活用の促進

(5) いじめへの対応

ア いじめ対応マニュアルの策定

- 「だれが、何を、どのように、いつまでに」等を明確にした具体的な対応手順の確認
- ・ いじめ対応の手順に関する教職員の共通理解

イ 支援・指導のポイント

(7) いじめの通報、発見への対応

- ・ <mark>児童生徒の気持ちに寄り添い、意見を尊重するために、</mark>傾聴の姿勢を大切にしたいじめの通 報、相談への対応
- ・ いじめと疑われる行為を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合の「いじめの防止等 の対策のための組織」への報告
- ・ いじめを目撃した際のいじめの阻止、暴力行為などに対する複数の教職員による対応
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織」を中心とした、関係児童生徒からの事実と心情の聴き取り
- ・「いじめの防止等の対策のための組織」を中心とした、時系列に沿った事実内容の整理・確認、 対応の方針決定
- ・ インターネットやSNS等における不適切な書き込みや、情報の拡散等については、被害の拡大を避けるために、警察等の関係機関に相談、削除依頼の措置及び関係児童生徒、保護者への指導

(イ) いじめられた児童生徒への対応

- ・ 信頼できる人(友人・教職員・家族・地域の方)と連携した寄り添える体制づくりと、どのよ うな解決が児童生徒にとって最もよいのかという「子どもの最善の利益」を実現する姿勢
- ・ 法律、医療、心理、福祉等の専門家と連携した、安心して<mark>学校生活を送る</mark>ことができる環境 づくり

- ・ 「必ず守り通す」という姿勢、心のケアを大切にした心情に寄り添った支援
- ・ <mark>単に謝罪をもって安易に解消とせず、対応</mark>後の集団との関係、表情などの継続的な観察や支援、<mark>面談等の実施</mark>

(ウ) いじめた児童生徒への対応

- ・ いじめは、人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であり、「絶対に許さない」とい う毅然とした指導
- ・ 自分自身の行為や心情を振り返<mark>る場の設定や、いじめられた児童生徒の心の痛みに共感するなど、対話等を通して心に落ちるような指導</mark>
- ・ <mark>児童生徒自身の意見を聴き、</mark>不満やストレス、いじめにつながった背景を理解しつつ、再びいじめに向かうことのないよう指導するとともに、児童生徒にとって何が最善かを踏まえた 支援
- ・ 指導後の継続的な観察、行為の改善に努めている姿への賞賛
 - →必要に応じて、別室指導・出席停止の措置(学校教育法に準じて)

(エ) いじめを見ていた児童生徒への対応

- ・ いじめを知った時の自分の心情を振り返ったり、いじめられていた児童生徒の心の痛みに共 感したりしながら、自分のあり方を考える指導
- ・ はやし立てたり、同調したりすることは、いじめに加担する行為であるということを理解させる指導
- 「いじめを絶対になくしていこう」という雰囲気を醸成する集団全体への指導

(オ) 保護者への対応

- ・ いじめが発見された場合における、関係児童生徒の保護者への連絡、調査結果、事実の報告、 学校との連絡方法の確認
- ・ 児童生徒の現状、指導の見通しに関する、継続的な保護者への報告、連絡、共通理解

(6) 家庭や地域との連携

ア 保護者の役割

保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有することを認識し、子どもたちが安心して生活できる環境を整え、温かな人間関係の中で、子どもに思いやりの心や、規範意識、正義感などを育むことが大切です。

また、子どもの誰もが「いじめる側」にも「いじめられる側」にもなる可能性があることを理解し、寄り添い、支えることが必要です。そのために、次のような取組が大切になると考えます。

- ・ 日ごろから子どもが悩みを相談しやすいような雰囲気づくりに努めるとともに、保護者自身も 困ったときに子育てに関する専門機関に相談する
- ・ 子どもとともに過ごす時間の確保、子ども理解、子どもの変化やSOSに気付くよう努める

- ・ 基本的な生活習慣の確立、情報機器の使用のルールを子どもとともに考えるなど、家庭におけるルールづくりに努める
- ・ 学校の教育方針や教育活動への理解や協力に努めるとともに、学校とコミュニケーションをとるよう心がける

イ 学校と家庭や地域が連携した取組

市、学校、家庭、地域、その他の関係者は、それぞれの立場において「子どもの権利」を尊重 し、協力し合うことが極めて重要です。

(7) 広報·啓発活動

- ・ いじめ防止等に対する家庭の役割や情報モラルに関する保護者への啓発
- ・ 学校いじめ防止基本方針の公開、学校と保護者との連携体制に関する共通理解

(イ)「いじめは絶対に許さない」という姿勢の家庭、地域への周知

- ・ 人権教育強調月間の設定、定期的な教育相談、アンケートなどの年間計画への位置づけ
- ・ 学校評議員会、地区懇談会等を通じた、いじめ防止等の取組を考え合う機会の設定

(ウ) 児童生徒を見守る体制

- ・ いじめ防止等の学校の取組及び家庭や地域における児童生徒の様子に関する保護者、地域からの意見の収集
- ・ コミュニティスクール事業の推進による地域人材の学校教育活動への参画、公民館活動への 児童生徒の参加など、多くの大人の目による児童生徒の状況の把握
- 児童館、児童センター、子どもプラザにおける放課後等の児童生徒の状況の把握

(7) 関係機関・関係団体との連携

ア 日常的な連携

- 児童相談所、警察、医療機関、教育委員会等、心理や福祉等に関する専門家との日常的な情報交換
- ・ 外部専門家や民間団体によるいじめ防止等の啓発活動の活用

イ いじめ防止等への対応

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われる場合の警察等と連携した対応
- ・ 児童生徒の心身のケアを必要とする場合の児童相談所や医療機関等と連携した対応
- ・ いじめ<mark>防止</mark>のための教育やいじめに関係した児童生徒、保護者の相談等を必要とする場合の 法律、医療、心理、福祉等の専門家と連携した対応

【学校の取組のイメージ図】

互いを受容し、認め合う学級活動

家庭・地域

関係機関・団体教育委員会

方針決定

いじめへの対応

いじめられた児童生徒へ 寄り添える体制づくり 安心して<mark>学校生活を送る</mark>ことができる環境づくり 心のケアを大切にした心情に寄り添った支援 継続的な観察、支援 等

いじめた児童生徒へ 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした指導 自分自身を振り返る指導

不満やストレスの発散の仕方を考えさせる指導 継続的な観察

いじめを見ていた 自分のあり方を考える指導 はやし立てたり、同調したりする不当性を理 **児童生徒へ** 解させる指導 いじめをなくす雰囲気を醸成する集団全体への指導 等

いじめに関係した児童生徒の保護者へ 事実報告 指導の見通しの連絡

4 重大事態への対応

法第28条第1項に規定するいじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月文部科学省)」に基づき、適切かつ真摯に対応することが必要です。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが あると認めるとき。
 - ○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合
 - ○金品などに重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 など
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ○年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査 ※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(1) 学校の対応

○いじめられた児童生徒の安心・安全の確保

「あなたは悪くない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習等が安心して行える環境を整備します。スクールカウンセラー等による心のケアを継続します。

- ○発生直後に、法第28条第1項による教職員の共通理解、対応チームを組織
- ○関係児童生徒への事実確認と関係児童生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導
- ○関係機関等(警察・医療・消防・教育委員会・PTA等)への支援の要請、連携体制構築
- ○いじめた児童生徒への指導

いじめを完全にやめさせるために、毅然とした対応をして自分の行為の責任を自覚させる指導を、 健全な人間関係を育むことができるような配慮のもと継続します。

(2) 市教育委員会又は学校の対応

ア 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、法第30条第1項に基づき、学校は市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告するとともに、長野県教育委員会を通じて文部科学省にも報告します。

イ 重大事態の調査

(7) 調査の主体の判断

市教育委員会は調査の主体を判断します。学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合や、 学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断した場合は、市教育委員会が調査の主体とな ることが必要です。

(イ) 調査組織

- ・ 市教育委員会が調査の主体となる場合には、「長野市いじめ問題調査・解決チーム」が調査を 行います。調査を行う場合には、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関 係を有しない者(第三者)で構成するなど、公平性・中立性・客観性を確保します。
- ・ 学校が調査の主体となる場合は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を母体 として、事案の性質に応じて専門家を加え対応します。市教育委員会では、調査を実施する学 校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行います。

(ウ) 調査の実施

- 調査の目的は、当該事態への対処と同種の事態の発生を防止することです。
- ・ 調査の主体(市教育委員会又は学校)は調査組織による調査に全面的に協力します。
- ・ 因果関係の特定を急がず、アンケート調査、児童生徒や関係者への聴き取り等を行い、客観的な事実関係^(※)を速やかに可能な限り網羅的に明確にします。

※重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から、どのように行われたか。いじめを 生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。学校・教職員はどのように 対応してきたかなど、客観的な事実関係を調査します。

- ・ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を大切にしながら、調査に着手する必要があります。
- ・ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、遺族の気持ちに十分配慮しながら、「国の基本方針」(自殺の背景調査における留意事項)、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針(改訂版)」(平成26年7月文部科学省)等を参考とし、背景調査を実施することが必要です。また、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指します。

ウ 調査結果の提供及び報告

- ・ 市教育委員会又は学校は、法第28条第2項に基づき、調査により明らかになった事実関係を適時・適切な方法で保護者に説明します。そのため、いじめられた児童生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過や見通しを知らせることが必要です。その際、関係者の個人情報に配慮しつつ、その保護を理由に説明を怠るようなことがないようにします。
- ・ 市教育委員会又は学校は、調査結果についても(2)ア「重大事態発生時の報告」のように報告します。その際、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果の報告書に添えるようにします。
- ・ 調査報告書に対して、調査漏れがある場合や調査中に新たな調査すべき事項が出てきた場合などは、いじめられた児童生徒・保護者の意向を確認した上で、調査組織等の判断で、追加調査を行うこともあります。

エ 調査結果を踏まえた措置

- ・ 市教育委員会は、調査結果に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の市教育委員会及び学校の対応について、再発防止策等の検討を行う。
- ・ 市教育委員会は、専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置等人的支援の強化、心理や福祉の専門家等、外部人材の追加配置等を行い、積極的に学校を支援します。

(3) 市長による対応

ア 再調査

・「調査結果の報告」を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法第30条第2項に基づき、調査の結果について調査(以下「再調査」という。) を行うことができます。

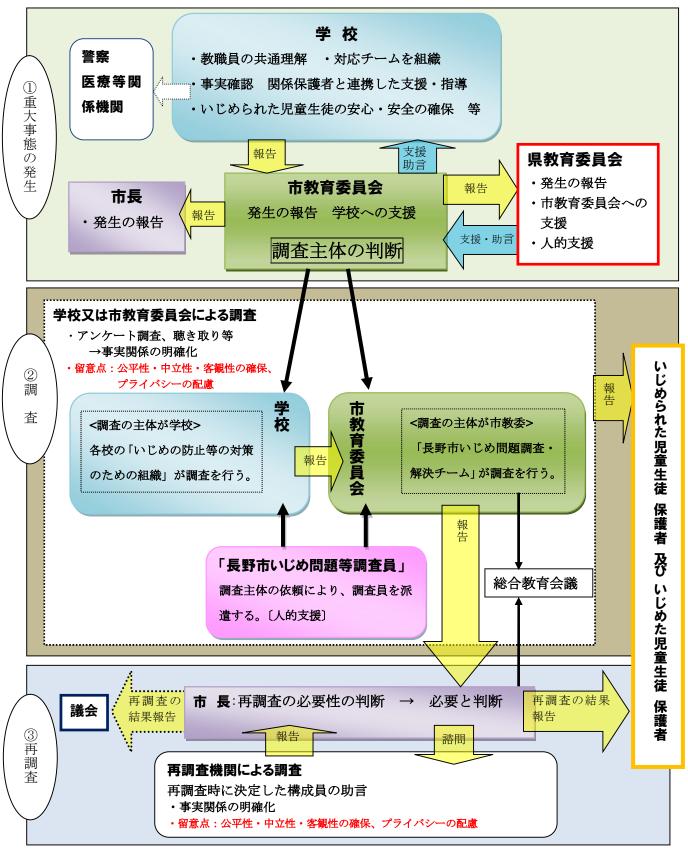
イ 再調査の結果を踏まえた<mark>対応</mark>など

- 市は、再調査結果を取りまとめた後は、いじめられた児童生徒・いじめた児童生徒・保護者への説明を行います。
- ・ 市、教育委員会及び学校は、法第30条第5項に基づき、当該事案への対処や再発防止の取組を

行う必要があります。

・ 学校について再調査を実施した場合は、法第30条第3項に基づき、市長は、その結果を議会に報告します。

【参考】 重大事態発生時の調査・報告のイメージ図



三 推進にあたって

市は、学校における学校基本方針の策定状況及び取組状況を確認の上、公表しています。

また、市は、「いじめ防止対策推進法」の施行状況、国の基本方針の見直しの状況等を勘案するとともに、市内各学校におけるいじめの状況やいじめ防止等の取組の実施状況、関係機関及び団体によるいじめ防止等の取組の状況を踏まえ、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。